

平成30年労第324号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年4月4日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成7年4月1日、会社Aに雇用され、平成20年10月1日、会社B（以下「会社」という。）C事業部に出向し、コンクリート製品の製造工程の写真撮影、クレーン運転、玉掛け作業等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年12月8日、天井クレーンの運転操作をしていたところ、左上下肢の脱力が出現して倒れ込んだため、D医療機関に搬送され、「右被殻出血、もやもや病」と診断された。その後、E医療機関に転医し、「右被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断され、入院加療を受けた。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がなかったことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、本件処分の取消しを求めて本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 前提事実

(略)

##### 2 当審査会の事実認定及び判断

- (1) 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）に係る業務起因性については、別紙2（略）のとおり、厚生労働省労働基準局長が認定基準を策定しており、その取扱いを妥当なものとする。

請求人の申述及び救急活動に係る照会回答、G医師の平成30年2月19日付け意見書によれば、平成29年12月8日に本件疾病を発症した事実が認められる。本件疾病は、認定基準の対象疾病と認められることから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (2) 請求人は、本件疾病が発症した要因について、認定基準に定める異常な出来事のうち、「緊張下における作業」及び「温度変化の著しい作業環境」に該当する旨の主張をしている。

##### ア 「緊張下における作業」について

請求人は、「①構内作業員H（以下「H作業員」という。）に、多くのクレーン運転手がいる中で、技術を要する一点吊りのクレーン運転業務につくよう指示され、さらに、軽いポール1本の運搬という落下の危険性が大きい作業を指示されたこと、②冬季の冷えにより、通常のビニール巻きのワイヤーロープでは滑る危険が大きいときには、ナイロンスリングを代わりに用いることになっているが、ワイヤーロープをそのまま使用し作業を行ったことを主張する。

まず、①について、H作業員は、要旨、「クレーンの運転が急遽必要となり、他の運転手も別の仕事が入っているため、構内作業班長I（以下「I班長」という。）に了解を得て、請求人にクレーンの運転を頼んだ。」と述べ、I班長は、請求人にクレーンの運転を指示した理由を、要旨、「クレーン運

転手が休んでいることから、請求人でもできるクレーンの運転をしてもらった。他の運転手に比べ運転時間は少ないが不慣れな作業ではないと思う。」と述べている。また、一点吊りについて、I 班長及びH作業員は、二点吊りに比べ、揺らしたりすると落としてしまうので、慎重な操作を必要とする認識しているが、I 班長は、要旨、「慣れてしまうと難しいこともなく、極度の緊張を要する作業でもない。」と述べ、H作業員は、「請求人は、揺らさないで運転することができるので、慣れているとは思っている。」と述べていることから、請求人は、一点吊りのクレーン運転業務について、揺らさないで運転する技術と一定の経験を有していたものと認められ、極度の緊張を要する作業とは認められない。

②について、I 班長は、要旨、「ナイロンスリングは、氷が張り付いているときなど、よほど滑りそうなきに使うので、このときは使うほどではなかったと思う。」と述べ、H作業員も、要旨、「ナイロンスリングは、そのときは凍っていなかったもので、使わなかった。」と述べている。一方、請求人は発症時のクレーン運転作業を行う直前まで、製品の除雪作業を行っており、運搬を行う製品が凍っていない状態であり、ナイロンスリングを使用しないことを承知していたものと認められる。

そして、請求人の業務日報をみると、請求人は日常的にクレーンの運転操作を行っているが、平成29年12月7日も当該業務を行っていたことが認められ、同月8日に行っていた一点吊りの引き上げ作業は、他の作業よりも緊張を要するものであったとしても、極度の緊張等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態とはいえず、「緊張下における作業」であったとの請求人の主張は採用することができない。

イ 請求人は、「温度変化の著しい作業環境」について地上6mのクレーン運転席で、安全確認のため窓を全開にすると、かなり強い風が勢いよく吹き込んでくる環境下で作業を行ったと主張する。

当日の作業環境について、H作業員は、要旨、「クレーンの運転中は玉掛け者と声を掛けあうので、運転席の窓を開けており、風が入り込むことがある。当時は窓を開けているので、多少は吹き込んでいた。」と述べ、I 班長は、要旨、「運転席には暖房設備があるが、運転中は前面と左側の窓を開けているので、完全に寒さをしのげることはないが、風が吹き込んでくるとい

うことはない。」と述べている。

また、会社C事業部事業部長Jは、「当日の天候については、前日までの積雪はあったが、雪は降っておらず、風もそれほど強くなかった、クレーンは地上から高さ6mくらいの場所に運転席があるので、多少の風の強さはあったのかもしれない。」と述べている。守衛室で記録されている温度測定表によれば、平成29年12月8日の最高気温は0度、最低気温は-5度と記録され、同月1日から7日までの間における最高気温が3度、最低気温が-13度と記録されていることから、本件疾病発症当日は、他の日と比べ著しく低温であったわけではなく、クレーン運転席の作業環境については、地上の風は強くはなく、クレーン運転席の風は地上よりも強いものの、クレーン運転席全体へ風が強く吹き込んでくる作業環境にはなかったものと推認することができる。

また、請求人は当日、厚着をしていたと述べており、防寒は十分なされていたと認められる。

以上のおり、本件疾病発症当日のクレーン運転席の作業環境は、極めて寒冷な作業環境とはいえ、クレーン作業の環境の変化が急激で著しいものとも認められないことから、請求人が主張する、「温度変化の著しい作業環境」には、当たらないと判断する。

(3) 請求人の主張する「緊張下における作業」や「温度変化の著しい作業環境」などの要因は、前記のとおり認めることはできず、本件の全ての資料を精査しても、請求人が、「短期間の過重業務」又は「長期間の過重業務」、特に過重な業務や疲労の蓄積をもたらすほどの長時間の時間外労働を行った事実も認めることはできない。

(4) K意見書について

ア 請求人は、作業環境及び自然環境が原因で異常高血圧になり本件疾病を発症したと主張し、それを裏付ける証拠として、L医療機関のK医師の平成30年8月27日付け「請求人の脳内出血に関する医学的見解」（以下「K意見書」という。）を提出している。

イ そして、K意見書には、要旨、「労務中に発症する脳内出血は、一般に労務中の血圧の変動（上昇）に起因すると考えられている。救急出動報告書による現場での血圧は184／73mmHgと異常高値であった。異常高血圧は静

注降圧薬によるコントロールが必要であった。したがって、本件疾病は異常高血圧によるものである。」と記載されている。同医師は、異常高血圧の定義について言及していないが、現場での血圧が184/73mmHgと請求人の普段の血圧より、かなり高く、静注降圧薬によるコントロールが必要であったことなどを根拠に異常高血圧とし、請求人は正常血圧者であったが、異常な血圧上昇により脳内出血を発症したと述べていると推測される。

ウ しかしながら、

(ア) 前記(2)でみたとおり、異常な血圧上昇の原因となるような作業環境や自然環境にあった事実は一件記録によっても認めることはできない。

(イ) 請求人に発症した被殻出血は、高血圧性脳出血の好発部位とされているが、請求人が平成29年3月8日に受診した健康診断における血圧は、107/84mmHgと正常であり、降圧薬の服用もないこと、請求人が本件疾病のために入院したD医療機関の診療録によれば、入院翌日の同年12月9日の降圧治療未実施時の血圧も115/79mmHgと正常であることから、請求人が高血圧に罹患していないことは明らかであり、本件疾病は高血圧性脳出血ではないと考えられる。

(ウ) さらに、脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書(平成13年11月16日)によれば、血圧の急激かつ著しい上昇を生じ、降圧薬の点滴静注により速やかな降圧を図ることが求められる緊急症である高血圧性脳症の発症時血圧値は、おおむね収縮期血圧200mmHg以上、拡張期血圧120mmHg以上とされているが、請求人においては、この血圧レベルには達していない。また、脳卒中治療ガイドライン2015によれば、脳出血急性期の血圧は、降圧薬の点滴静注によってできるだけ早期に収縮期血圧140mmHg未満に降下させるべきとされている。したがって、請求人に施行された降圧薬の静注による血圧コントロールは血圧上昇を伴う脳出血急性期の標準的治療であって、異常高血圧に対する特別な治療には該当しない。したがって、請求人に認められた本件疾病発症時の血圧はただちに本件疾病を惹起するほど高度の血圧上昇であるとはいえない。

エ 以上に検討した諸点に鑑みると、請求人の前記主張及びK意見書の見解は、いずれも採用することができない。

(5) 小括

以上に検討したところによれば、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月29日